

岐阜市立加納西小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月改訂

はじめに

平成25年9月28日、いじめから児童を守るため、学校や行政の責務を定めた「いじめ防止対策推進法（以下法という）が施行された法第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

学校では、児童会を中心に「あったか言葉」「あったか行動」を広める活動を行っている。いじめ防止は、全教職員が最優先で取り組む重要な課題であり、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、関係諸機関と連携を図りつつ本方針を推進していく。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許されない」

・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子供たちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 | いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

(「条例」「教育委員会の方針」「学校の実態」や「校長の方針」等を踏まえ、自校の基本的な考え方)

(6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題に対応することが大切である。
- ・保護者は、保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識の指導、思いやりの心の育成に努める。
- ・保護者は、保護する児童がいじめを受けた場合には、学校に報告、情報提供し、連携・協力して適切にいじめから保護する。
- ・保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力し、同一歩調で指導する。

2 いじめ未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり

児童が主体的に取り組み、「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等「なぜ」「なるほど」「こうしたい」と対話を通して学び合い、達成感や満足感が味わえる授業づくりに努める。

- ・一人ひとりが役割をもち、学級を支える一員として大切にされる学級経営に努める。
- ・言葉で伝え合う力の育成を重視し、「言語活動」を取り入れた授業実践に努める。
- ・自分たちの生活をより良いものにしていく児童会の充実（常時活動の充実、「いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間に向けた取組）等

(2) 安心感を生み出す指導

- ・いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」「いじめとは」）を行う。
- ・豊かな心を育み、助け合い励まし合って生活することができるよう、全教育活動を通して指導し、温かい学校の風土を築く。互いのよさを見つけ、認め合う「よさ見つけ」の累積を行う。
- ・個性やちがいを認め合いながら自分を大切にすると同じように、相手の生命や人権を大切にする。人権を侵害する言動に対する敏感な認識力をもち、決して見て見ぬふりをしない行動力を育てる。
- ・望ましい人間関係を築く取組、自他の良さを認め合える視点を与える指導（マイノート、良いこと見つけ）、児童の声に耳を傾ける体制づくり（各種アンケートの「ダブルチェック」、「教育相談」）をする。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・異年齢集団による「たてわり活動」を充実させる。また、望ましい人間関係を築けるよう、「思いやりの心」を重点にした学校行事・学年行事を行う。
- ・教職員の人権感覚を高める研修や自己チェック表による振り返りを行う。教職員の人権感覚を高める取組（ブロック人権研修、校内研修）、生命の尊厳への理解（自殺予防、犯罪被害者の講話、がん教育、性に関する教育）いじめ未然防止等に関わる児童主体の取組や活動（いじめを見逃さない日の取組、いじめ防止強化週間）等

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・小集団学習の充実、日常生活の中で児童の活躍の場の設定（役割（係）活動、清掃活動）、児童の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け（学級通信、良いこと見つけ、マイノート）といった活動を通して、一人ひとりの児童のよさを、積極的に見つけ本人に自覚させるとともに、朝の会等で学級に知らせたり、昼の全校放送で紹介したりする。
- ・学級通信や学校だより、HP等で積極的に保護者や地域に発信する。

(5) 情報モラル教育の推進

インターネット使用のルールやモラルに関するアンケート調査を行い、指導計画に基づいた各学年の指導を確実に進行。インターネット上のトラブル、誹謗中傷に関する事案を通して4・5・6年児童と保護者への啓発を進める。情報モラル教育についての取組（学校職員、警察、専門家等の外部講師等による研修）、保護者や地域の方を対象とした研修、学校・家庭との連携（保護者への積極的な情報提供と啓発活動）も行っていく。

(6) 児童会による取組の充実

「あいさつ運動」「あったか言葉キャンペーン」等、児童による組織的な取組を活発化し、いじめ防止に関する学校全体の意識を高める。いじめ未然防止等に関わる児童主体の取組や活動（いじめを見逃さない日の取組、いじめ防止強化週間）等

3 いじめ早期発見・早期対応のための措置

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、丁寧な日常観察を行って、児童の小さな変化を見逃さない体制、いじめ事案発生時の初動体制についての具体)を築く。

- けがやその他の身体的変化 表情、情緒、言葉遣いの変化 成績の下降や忘れ物の増加
- 仲間関係の変化 教師の所在を確かめるような行為 服装の変化や乱れ 持ち物の紛失
- 理由が不明確な遅刻や早退 保健室、職員室、図書室等への頻繁な出入り 頻繁な独り言
- 集団の前では教師の近づきを避ける振る舞い

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
 - 傍観者にならないための対応（SOSの出し方教育、SOSカード、SOS BOX、心配カード、情報提供アンケート）、いじめ発生時対応演習（ロールプレーイング）、互いに仲間の変容に気付ける目（ハートコンタクト）
- (2) アンケート調査等による的確な情報収集
 - 心のアンケート調査 年3回実施（6月・11月・1月）
（アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け）
 - 回答しやすい環境整備（自宅での記入、保護者配信メール等での周知、タブレットによる回答）、いじめアンケートと情報提供アンケートの活用、「ダブルチェック」を基本とした複数の職員での確認、些細な事象の積み上げ（生活ノートや児童の行動観察等からの情報共有）
- (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底
 - いじめ対策監による見守り（校内巡視）、迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図）、迅速かつ適切な情報共有（「いじめ対策チーム」で、担任と）
 - 相談ポストの活用
 - スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクール相談員の活用
 - 学級・学年担任・いじめ対策監以外にも、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、ハートフルサポーター等、窓口となる教職員の周知
- (4) 相談体制・相談窓口の整備と教育相談
 - あらゆる機会を捉えた教育相談（問題解決的な教育相談、全児童を対象とする開発的教育相談、不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談）
- (5) 教職員の研修の充実
 - いじめ発見時の対応方法など、4月に、前年度からの引き継ぎと同時に対応方法や発見の仕方等の研修を行う。
 - 学校いじめ基本方針の理解（ロールプレーイング、実践的な研修）、組織的対応の徹底（学校組織で判断、情報共有）、事例研修（解消事案をもとにした研修、進行形の事案による研修、定期的な事案交流）、主観的理解と客観的事実を区別した事実確認
- (6) 保護者・地域との連携・地域への積極的な情報提供依頼
 - PTA総会、地区懇談会、学校運営協議会、学校だより、HPでの情報提供依頼
事案発生時に関係する児童の保護者へ確実に情報提供（いじめの疑い段階での確実な連絡）、管理職による情報提供の履行の見届け、いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくり（被害者側への寄り添い、いじめの認知）

(7) 関係機関との連携

- 教育委員会へ直ちに報告、その他の機関からの情報活用、情報共有
教育委員会への報告、関係機関との情報共有や指導の際の連携（警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー）、各種相談窓口の紹介

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

いじめの未然防止、早期発見・対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、法第22条に基づき「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

(1) 構成員

<学校職員> 校長 教頭 いじめ対策監（教務）生徒指導主事 学年主任 教育相談担当
養護教諭

<学校職員以外> 学校運営委員長 保護者代表 スクールソーシャルワーカー
スクールカウンセラー スクール相談員 民生児童委員 医師 人権擁護委員

(2) 事務内容

- ① 学校基本方針の策定、実施及び検証
- ② いじめに係る相談体制の整備
- ③ いじめの早期発見のための情報収集、記録、及び共有
- ④ いじめの認知
- ⑤ 被害児童及びその保護者の支援並びに加害児童等の指導及びその保護者への助言
- ⑥ 学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- ⑦ その他、校長が必要と認める事項

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間プログラム

【学校いじめ防止プログラムの内容】

□児童が自らいじめについて学び取り組む内容

- ・「良いこと見つけ」は随時、「マイノート」は毎週金曜日に記録
- ・「いじめを見逃さない日」の取組
- ・「いじめ防止強化週間」及び事前取組
- ・「いじめについて考える集会」の実施とその取組
- ・いじめ問題を扱った道徳の授業

□児童の実態把握のための取組

- ・いじめアンケート、情報提供アンケート等の実施
- ・アセスメントシステム（STAR）の実施
- ・教育相談、二者懇談の実施
- ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用

加納西小学校いじめ防止プログラム

| | いじめ未然防止・早期発見・早期対応に関する取組年間計画 | | |
|-----|---|---|--|
| | 教職員の動き | 児童の活動 | 保護者・地域との連携 |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達) 入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の説明 教師による「良いこと見つけ」(児童への視点の提示) | 学級のルールづくり | HP、学校だよりでの啓発 個人懇談会での情報交換 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> 第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 (外部含む) | 人間関係づくりを重視した「運動会」の実施 異年齢集団遊びの開始 よさ見つけの累積 | P T A総会で「方針」説明 授業参観・学級懇談会 |
| 6月 | いじめ防止強化週間(6月27日～7月3日) いじめアンケート、情報提供アンケートの実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け 教育相談ケース会 「校内いじめ防止等対策推進会議」 S T A Rの理解研修 | 異年齢集団遊び よさ見つけの累積 いじめについて考える取組 「加西にここに宣言」の確認 | 「学校運営協議会」での説明・啓発 |
| 7月 | いじめについて考える日7月3日 第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」保護者S T A Rの実施 | いじめについて考える集会 (全校→学級) 異年齢集団遊び よさ見つけの累積 夏休み前の振り返り | 第1回県いじめ調査 |
| 8月 | ネットいじめ・教育相談を含めた研修 「校内いじめ防止等対策推進会議」 | | |
| 9月 | 携帯・ネット等状況調査 | よさ見つけの累積 異年齢集団遊び | 携帯・ネット等状況調査 個人懇談会での情報交換 |
| 10月 | 教育相談ケース会 | よさ見つけの累積 前期の振り返り | |
| 11月 | いじめアンケート、情報提供アンケートの実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け 教育相談ケース会 「校内いじめ防止等対策推進会議」 アセスメントシステム(STAR)の実施 | 異年齢集団による地域と連携をした活動の開催 よさ見つけの累積 | 授業参観・学級懇談会 |
| 12月 | 人権週間「ひびきあいの日」実施 学校評価の実施 保護者評価 「校内いじめ防止等対策推進会議」 教育相談研修会 | 児童会「加西にここに宣言」 異年齢集団の大縄跳び大会 よさ見つけの累積 冬休み前の振り返り | 人権教育に関する啓発資料の提供 第2回県いじめ調査 |
| 1月 | 教育相談ケース会 心のアンケート実施、情報提供アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け 「校内いじめ防止等対策推進会議」 | 異年齢集団遊び よさ見つけの累積 | |
| 2月 | 次年度の取組計画作成 「第2回学校いじめ防止等対策推進会議」(外部含む) 教育相談ケース会、心のアンケートの実施 「校内いじめ防止等対策推進会議」 | 「たてわり感謝の会」開催 よさ見つけの累積 異年齢集団遊び | 「学校運営協議会」で調査・取組の結果を報告 授業参観・学級懇談会 |
| 3月 | 教育相談ケース会 即時対応・指導、事後等の見届け 配慮を要する児童に関する申し送り事項の整理・引継 「校内いじめ防止等対策推進会議」 | よさ見つけの累積 後期・1年間の振り返り | 学校だよりで次年度の方針・取組等を説明 第3回県いじめ調査 問題行動調査(文科) |

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法23条に基づいて）

【組織対応】

いじめ防止対策推進会議で方針を確認し、事実認識や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- いじめの兆候や疑いを把握した場合、或いはいじめに関する相談を受けた場合、把握した（相談を受けた）者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- 保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- 同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

【大まかな対応順序】＊フロー図「いじめ事案の指導の流れ」参照

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

（法第28条・条例20条に基づいて明示）

いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が30日以上の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止の取組に関する事
- ② いじめの早期発見の取組に関する事
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関する事

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。